

「東日本震災復興計画への取り組みに対する意見」
に関する厚生労働省の現在の取り組み状況について

平成23年9月1日
厚生労働省

1～7 基本的な視点・子ども参加等の推進について

- 7月に政府として決定した復興基本方針においては、復興の基本的考え方の1つとして、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会の実現が挙げられており、今後とも子どもの視点を大切にして施策を進めて参りたい。
- また、この基本方針においては、子ども・子育て支援について、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取り組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築することとした。
こうした考え方に基づき、子育て支援等の関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧などの取り組みを進めることとしている。

8～10 相談・救済について

- 児童虐待の防止には、被災した親子の生活面、精神面の安定の確保が重要であると考えます。その際、民間支援団体との連携が重要であると考えています。
- 被災者の心のケアについては、精神科医などで構成される心のケアチームの派遣を斡旋し、全国から派遣されている保健師の活動と連携し、避難所の巡回や自宅訪問による支援等を実施。

- 児童の様々な不安や悩みを解消するため、児童福祉に関わる専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状況を取り戻すため等の支援を行うため、27億円を確保（第1次補正予算）。

13～15 避難所、防災計画について

- 女性や障害者に配慮した避難所の運営については、これまでも通知の発出により、地方自治体に働きかけを行っている。

(※) 3月25日付け事務連絡「避難所の生活環境の整備について」

- 今回の震災では、被災した児童の把握等のため、厚生労働省にて派遣調整を行いながら、被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回する等の対応をしたところであり、今後も、災害の状況を踏まえながら、こうした取組を行っていくこととしたい。

16～18 生活支援、就労と地域について

- 7月に政府として決定した復興基本方針においては、子ども・子育て支援について、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築することとした。

- こうした考え方に基づき、多様なニーズを有する子どもや子育て家庭が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、支援していくこととしている。

- 若者の就労の確保については、ハローワークにおいて、関係機関と連携し、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、年長フリーター等の正規雇用化を支援する奨励金の活用や、3年以内の既卒者を採用する事業主への奨励金の拡充などにより、就職支援を行っている。
また、若者を含めた離職者を対象に、無料の公共職業訓練や基金訓練を実施し、再就職の支援を行っているところである。職業訓練コースについても、地域の産業等のニーズを踏まえ、引き続き、カリキュラムの改善に取り組んでいきたい。

- 地域における子育て支援の担い手に対し、子育て支援における基本的な理解や知識などを得るための研修に対して財政措置を講じている。